

■資料編

資料編

1 策定経過

年月日	会議・内容
令和3年 9月1日	第1回海津市地域福祉計画策定委員会 ○地域福祉推進計画について ○市民アンケート調査について ○関係団体等に対する調査について
9月28日 ～10月15日	地域福祉に関するアンケート調査 【調査内容】 ○市民アンケート調査 市内にお住いの18歳以上の市民から、無作為抽出した2,000人を対象とした郵送調査。 ○関係団体アンケート調査 市内で活動実績のある関係団体(62団体)を対象とした郵送調査。
11月11日 ～12月10日	ヒアリング調査 【調査内容】 ○関係団体ヒアリング調査 アンケートの対象とした関係団体から選定し、ヒアリングを実施。 ○地区社会福祉協議会ヒアリング調査 すべての地区社会福祉協議会に対し、ヒアリングを実施。 ○市の関係課ヒアリング 地域福祉に関わる取組みを行う担当課・係を選定し、ヒアリングを実施。
令和4年 3月8日	第2回海津市地域福祉計画策定委員会 ○アンケート等調査結果報告について
8月5日	第3回海津市地域福祉計画策定委員会・第1回海津市地域福祉活動計画策定委員会 ○地域福祉に関する市の現状について ○現行計画の実施状況について ○地域福祉推進計画の構成について
12月14日	第4回海津市地域福祉計画策定委員会・第2回海津市地域福祉活動計画策定委員会 ○海津市地域福祉推進計画(案)について
令和5年 1月18日 ～2月17日	パブリックコメント
2月28日	第5回海津市地域福祉計画策定委員会・第3回海津市地域福祉活動計画策定委員会 ○パブリックコメントの結果について ○海津市地域福祉推進計画(案)について

2 諮問・答申

社第 1482 号
令和 4 年 12 月 14 日

海津市地域福祉計画策定委員会 委員長 様

海津市長 横 川 真 澄

第 4 期海津市地域福祉計画の策定について(諮問)

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により、第 4 期海津市地域福祉計画を策定したいので、海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例第 2 条に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 2 月 28 日

海津市長 横川真澄様

海津市地域福祉計画策定委員会
委員長 近藤喜登

第 4 期海津市地域福祉計画(案)について(答申)

令和 4 年 12 月 14 日付け社第 1282 号で諮問のありました第 4 期海津市地域福祉計画につきまして、慎重に審議した結果、適当であることを認め、ここに答申します。

なお、本計画に掲げた基本理念の実現に向け、市民、地域福祉活動団体や関係機関と連携・協働し、諸施策を着実に推進されるよう要望します。

3 委員名簿

○海津市地域福祉計画策定委員

(敬称略)

区 分	氏 名	所属団体・役職名	任 期
①住民団体関係者	伊藤 元光	海津市自治連合会 理事	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	湯浅 広幸	いきいきクラブ海津 会長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	菱田 一義	海津市シルバー人材センター 事務局長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
②市議会議員	松田 芳明	海津市議会 文教福祉委員長	令和3年8月1日～令和3年10月4日
	伊藤 久恵		令和3年10月5日～令和5年7月31日
③学識経験者	森 廣美	海津市社会福祉協議会 会長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
④保健医療関係者	寺倉 俊勝	海津市医師会 代表	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	水谷 俊宏	海津市歯科医師会 副会長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
⑤福祉関係者	川口 真知子	海津市保育協会 監事	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	近藤 喜登	海津市民生委員児童委員協議会 会長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	谷 芳和	NPO法人「まごの手クラブ」理事長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	坂田 由美	海津市ケアサービス向上連絡会 会長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	下田 博暉	海津市ボランティア連絡協議会 会長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	木村 隆夫	海津市福祉推進委員会 委員長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
	古川 光子	海津市赤十字奉仕団 委員長	令和3年8月1日～令和4年5月11日
	中村 すみ子		令和4年5月12日～令和5年7月31日
	伊藤 佐知子	海津市子ども会育成連絡協議会	理事 令和3年8月1日～令和4年3月31日
	伊藤 清江		会長 令和4年4月1日～令和5年7月31日
	石川 敬一郎	岐阜県身体障害者福祉協会海津市支部 支部長	令和3年8月1日～令和5年7月31日
⑥行政機関関係者	向畑 大輔	海津警察署 生活安全課長	令和3年8月1日～令和4年3月31日
	牛屋 洋司		令和4年4月1日～令和5年7月31日
⑦学校教育関係者	森 圭子	海津市教育委員会 教育委員	令和3年8月1日～令和4年7月15日
	伊藤 嘉保		令和4年7月16日～令和5年7月31日

○海津市地域福祉活動計画策定委員

(敬称略)

区 分	氏 名	所属団体・役職名	任 期
①住民団体関係者	伊藤 元光	海津市自治連合会 理事	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	湯浅 広幸	いきいきクラブ海津 会長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	菱田 一義	海津市シルバー人材センター 事務局長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
②市議会議員	伊藤 久恵	海津市議会 文教福祉委員長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
③学識経験者	森 廣美	海津市社会福祉協議会 会長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
④保健医療関係者	寺倉 俊勝	海津市医師会 代表	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	水谷 俊宏	海津市歯科医師会 副会長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
⑤福祉関係者	川口 真知子	海津市保育協会 監事	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	近藤 喜登	海津市民生委員児童委員協議会 会長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	谷 芳和	NPO法人「まごの手クラブ」理事長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	坂田 由美	海津市ケアサービス向上連絡会 会長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	下田 博暉	海津市ボランティア連絡協議会 会長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	木村 隆夫	海津市福祉推進委員会 委員長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	中村 すみ子	海津市赤十字奉仕団 委員長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	伊藤 清江	海津市子ども会育成連絡協議会 会長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
	石川 敬一郎	岐阜県身体障害者福祉協会海津市支部 支部長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
⑥行政機関関係者	牛屋 洋司	海津警察署 生活安全課長	令和4年8月1日～令和5年7月31日
⑦学校教育関係者	伊藤 嘉保	海津市教育委員会 教育委員	令和4年8月1日～令和5年7月31日

4 条例等

○海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例

平成17年3月28日

条例第90号

(設置)

第1条 海津市福祉計画等の策定及び改正にあたり、必要事項等の調査、審議を行うため、次条の各計画ごとに、各計画策定委員会(以下「各委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 各委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査、審議を行い、市へ提言する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 障害者計画に関すること。
- (4) 自殺対策計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める計画に関すること。

(組織)

第3条 各委員会は、別表に掲げるもののうちから、市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、各委員会2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 各委員会ごとに委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 各委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。

3 各副委員長は、各委員長を補佐し、各委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 各委員会は、各委員長が招集し会議の議長となる。

2 各委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 各会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 各委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 各委員会の庶務は、主管課において行う。

(秘密の保持)

第9条 各委員会の委員は、職務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成27年6月22日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	代表者	関係計画
1	住民団体関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
2	市議会議員	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
3	学識経験者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
4	保健医療関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
5	福祉関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
6	行政機関関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
7	学校教育関係者	地域福祉計画、自殺対策計画
8	介護経験者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画
9	ボランティア関係者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画
10	その他市長が必要と認める者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画、自殺対策計画

○海津市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成18年7月28日

訓令甲第18号

改正 平成19年3月23日訓令甲第3号

平成22年3月23日訓令甲第3号

平成26年3月17日訓令甲第5号

平成29年5月9日訓令甲第10号

平成31年3月25日訓令甲第1号

令和4年3月31日訓令甲第3号

(設置)

第1条 海津市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及びその推進をするため、海津市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進における関係部局課の総合調整に関すること。
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、検討委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。

3 検討委員会は委員長及び委員をもって組織する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見又は説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討委員会に、海津市地域福祉計画検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

2 ワーキンググループは、別表第2に定める課等の者で、当該所属長に推薦された係長級の者及び委員長が指名する者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、調査研究を行い検討委員会に報告するものとする。

4 ワーキンググループは、社会福祉課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 検討委員会、ワーキンググループの事務局は、社会福祉課に置く。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令甲第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日訓令甲第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日訓令甲第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月9日訓令甲第10号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月25日訓令甲第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令甲第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

健康福祉部長
保険医療課長
社会福祉課長
高齢介護課長
地域包括支援センター長
こども未来課長
健康課長
サンリバー松風苑施設長
サンリバーはつらつ事務長
総務課長
市民活動推進課長
学校教育課長
社会教育課長
社会福祉法人海津市社会福祉協議会

別表第2(第5条関係)

社会福祉課
高齢介護課
地域包括支援センター
こども未来課
健康課
サンリバーはつらつ在宅介護支援センター
総務課
市民活動推進課
学校教育課
社会教育課
社会福祉法人海津市社会福祉協議会
くらしサポートセンター

○海津市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成21年1月10日

告示第2号

改正 平成22年3月23日告示第26号
平成26年3月17日告示第20号
平成27年3月20日告示第30号
平成28年5月20日告示第74号
平成30年3月13日告示第27号
平成31年3月25日告示第47号
令和4年3月31日告示第42号

(設置)

第1条 この告示は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条の規定により策定した海津市地域福祉計画の推進を図るため、海津市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 海津市地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (2) 海津市地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) 法第55条の2第6項に規定する地域公益事業に係る意見聴取に関すること。
- (4) 前3号に定めるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(報償費)

第4条 委員が委員会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費の額は、委員の出席に応じ、予算の範囲内において別に定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、健康福祉部長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要があると認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(実行委員会)

第8条 委員会に、海津市地域福祉計画の推進状況を評価する実行委員会を置く。

2 実行委員会は、別表第2に定める課等の者で、かつ、関係する部課長の承諾を受け、健康福祉部長が指名する者をもって充てる。

3 実行委員会は、社会福祉課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第9条 委員会及び実行委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この告示は、平成21年1月10日から施行する。

附 則(平成22年3月23日告示第26号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日告示第20号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月20日告示第74号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月13日告示第27号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日告示第47号)抄

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第42号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

住民団体関係者
学識経験者
福祉関係者
行政機関関係者
ボランティア関係者
学校教育関係者
その他市長が必要と認める者

別表第2(第8条関係)

保険医療課
社会福祉課
高齢介護課
総務課
こども未来課
健康課
サンリバーはつらつ
市民活動推進課
社会福祉法人海津市社会福祉協議会

○第3次海津市地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第3次海津市地域福祉活動計画評価委員会(以下「委員会」という。)は、海津市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が策定した第3次地域福祉活動計画の進捗状況等を評価し、第4次地域福祉活動計画策定の基礎資料とすることを目的として設置する。

(組織)

第2条 委員会は、海津市社会福祉協議会評議員会をもってあてる。

(会議)

第3条 委員会は、社協会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議長は委員の互選とする。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

6 委員長は、会議を公開することができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、令和4年4月1日から第4次海津市地域福祉活動計画策定完了までとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、社協会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

○第4次海津市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第4次海津市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)は、海津市における地域福祉活動計画を策定することを目的として設置する。

(組織)

第2条 委員会は、海津市社会福祉協議会(以下「社協」という。)会長が委嘱する20名以内の委員をもって構成する。

2 委員は海津市地域福祉計画策定委員をもって充てる。

(役員)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、地域福祉計画策定委員長及び副委員長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとする。

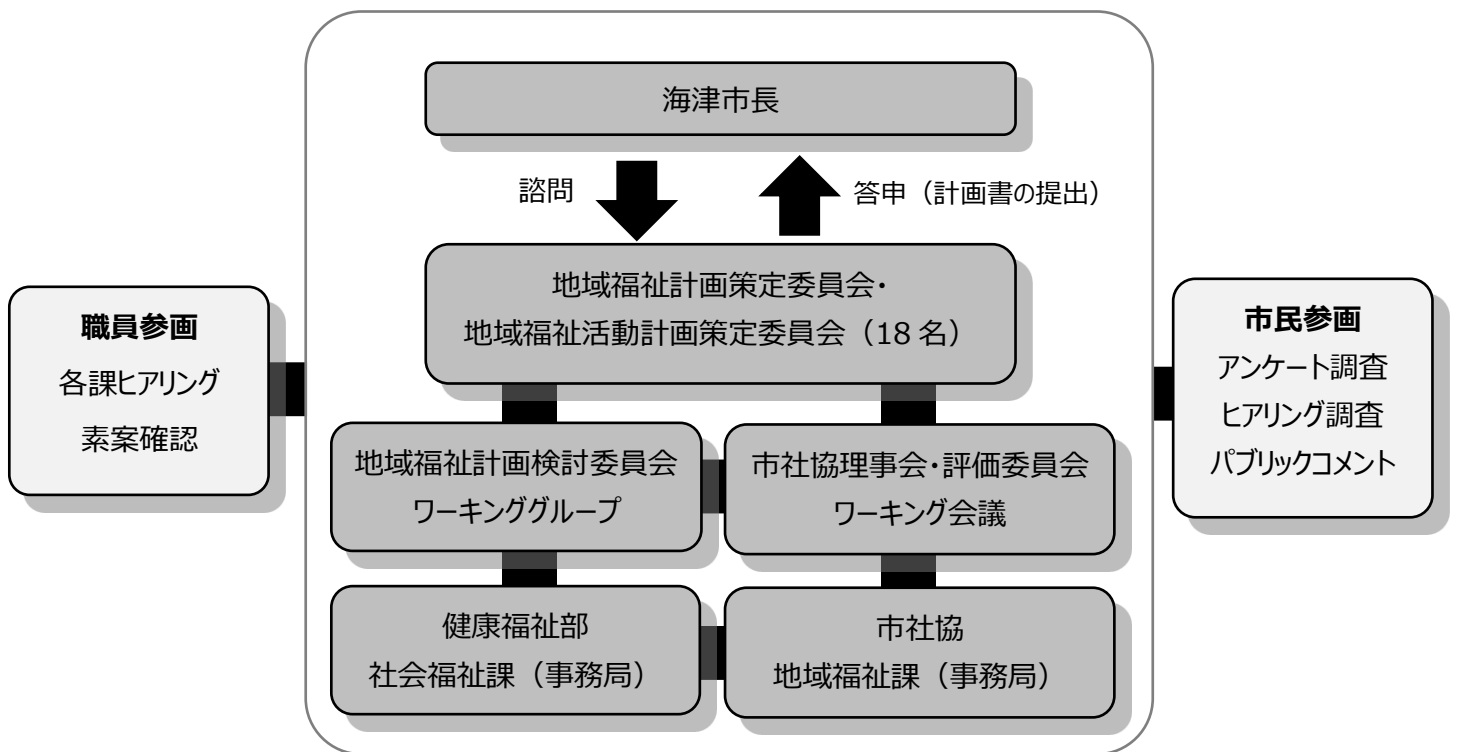
(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

5 策定体制



6 地域福祉に関連する個別計画

計画名	計画期間	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
海津市自殺対策計画	R1～R5 (2019～2023)	■	■	■	■	■
海津市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6 (2020～2024)	■	■	■	■	■
海津市公立認定こども園民営化・統廃合計画	R3～R5 (2021～2023)	■	■	■	■	■
海津市障がい者計画	R4～R8 (2022～2026)	■	■	■	■	■
海津市障害福祉計画・障害児福祉計画	R3～R5 (2021～2023)	■	■	■	■	■
海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	R3～R5 (2021～2023)	■	■	■	■	■
海津市地域防災計画	期間の定めなし	■	■	■	■	■
海津市教育振興基本計画	R1～R5 (2019～2023)	■	■	■	■	■
海津町地域小学校統合基本計画	期間の定めなし	■	■	■	■	■
(仮称)海津市市民協働推進計画	R6～R10 (2024～2028)	■	■	■	■	■
海津市人権教育・啓発基本計画	R4～R8 (2022～2026)	■	■	■	■	■

※(仮称)が付記されている計画は、本計画期間中に策定予定。

7 用語集

用語	解説
数字・アルファベット	
8050問題	親が80代、その子どもが50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰まっている状態。その背景としては、家族の病気、親の介護、離職(リストラ)、経済的困窮、人間関係の孤立など複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立がある。状況が悪化すると親子共倒れになる場合がある。
HIV	Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)の略。人間の体を様々な細菌や病原体から守る細胞に感染するウイルス。HIVの増殖により、普段は感染しない病原体に感染しやすくなる状態をエイズ(AIDS: Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群)という。
LGBTQ	レズビアン(Lesbian: 女性同性愛者)、ゲイ(Gay: 男性同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual: 両性愛者)、トランスジェンダー(Transgender: 性同一性障がい者などで、心と体の性が一致しない方)、クエスチョニング/Questioning(性的指向や性自認が定まっていない、どちらでもない)・クエア/Queer(自身を指す言葉)の頭文字をとった、性的少数者の総称のひとつ。
NPO	Non-Profit Organization(民間非営利団体)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、これらを繰り返すことにより、計画を着実に進行し、より効果の高い取り組みを実行するための仕組み。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。
SNS	Social Networking Serviceの略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者のコミュニケーションを支援するサービス(サイト)。最近では、会社組織の広報としても利用されている。
あ行	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない、または申し出せない人々に対して、公的支援機関などが手を差し伸べるように積極的に働きかけて支援や情報を届けること。
意思決定支援	自己決定に困難を抱える障がい者や高齢者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために行う支援。

用語	解説
一般世帯	次の世帯の総称。 1. 住居と生計をともにしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居をともにする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。 2. 上記の世帯と住居をともにし、別に生計を維持している間借りの単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者。 3. 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮に居住している単身者。
移動制約者	交通行動上、人の介助や機器を必要としたり、様々な移動の場面で困難を伴ったり、安全な移動が困難であったり、身体的苦痛を伴う等の制約を受ける人々。
インフォーマルサービス	公的機関や制度に基づかない、ボランティア、NPO、企業、自治会、老人クラブ等地域の様々な主体によるサービス。
横断的連携体制	複雑化・複合化した課題に対応するため、複数の部門をまたいで結成される組織体制のこと。縦割り組織の補完的な役割を担う。
か 行	
介護保険事業計画	介護保険法第117条に基づき、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防及び要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防リーダー	介護予防教室や自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を主体的に行うボランティア。
海津市総合計画	海津市のあるべき姿と進むべき方向を明らかにし、望ましい将来のまちづくりを実現するため、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画。
学習支援	経済的困窮世帯を含む子どもを対象に、学力向上に向けた支援を行う事業。
基幹相談支援センター	障がいの区分を問わず、障がいのある方やその家族のための総合相談窓口として設置される機関。社会に溶け込み自立した生活を送れるよう、必要な援助と情報提供を行う。相談支援事業所や地域包括支援センター、さらには社協や学校、病院などと連携しながら、地域に住む障がい者の生活などのサポートを行う。
技能実習生	技能、技術または知識を開発途上国へ移転することによって、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として、国内の事業所等で実習に従事する外国人。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。
協働	市民、市民団体、NPO、事業者、行政などがそれぞれの持つ特性を生かし、協力し合い、連携して地域活動や課題の解決にあたること。

用語	解説
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的に、犯罪をした人等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主。
近隣助け合いネットワーク	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯や病気や障がいのある方、子育て世帯などが地域で安心して暮らせることを願い、だれでも無理なくできる援助活動やふれあいを通して、日常生活を見守り、助け合っていこうとする近隣の方達による活動のための組織。
くらしサポートセンター	生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者のくらしの相談支援窓口。
ゲートキーパー	自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のこと。
権利擁護	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が不十分な方が安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行うこと。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
高齢者単身世帯	65歳以上の高齢者がひとり暮らししている世帯。
高齢者夫婦のみ世帯	夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。
高齢者見守りネットワーク	行政が中心となり、住民・協力機関と連携を図り、高齢者が家族や社会から孤立することを防止するとともに、日常生活における問題を早期に発見して、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支える仕組み。
子育て世帯	18歳未満の子どもがいる世帯。
子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する機関。
子ども家庭総合支援拠点	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし子育てに関する不安や悩み、不登校や家庭内暴力等の様々な相談を受け、必要な支援機関につないだり、情報提供を行ったりする拠点。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について定める計画。
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料や安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みのこと。
子ども相談センター	児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所。悩みを持っている子ども自身、両親や家族、保育園や学校、地域の方からの18歳未満の子どもについてのあらゆる相談に応じ、援助する。
こども未来館	平田総合福祉会館「やすらぎ会館」を改修し、子どもたちの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供する最適な場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場であるとともに、子育て支援の拠点としての役割を持つ「安心して過ごせる親子の居場所」とするために設置する施設。

用語	解説
個別避難計画	災害対策基本法第49条に基づき、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するために作成した計画。
コミュニティバス	地方自治体が、公共交通がない場所や不便な住宅地区等の交通の空白を埋める目的で運行させる路線バスのこと。
さ 行	
災害ボランティアセンター	災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
在宅介護支援センター	在宅の要介護高齢者や家族などを対象に、生活に必要な情報を提供するとともに、家族の負担を軽くするため、在宅介護や生活上の悩みなどに関する総合的な相談に応じる機関。
在宅福祉サービス	高齢者や障がい者が地域での生活を継続するために提供されるサービス。居宅介護など。
再犯防止推進協議会	市町村や民間団体、国の関係機関等と、再犯防止に向けた課題への包括的な対応をするための協議体。
再犯防止推進計画	「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき、犯罪をした者が再び罪を犯すことのないよう、社会復帰につなげるための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画。
サロン	コミュニケーションを図ることを主な目的とするふれあいの場。海津市では、ふれあい・いきいきサロンなどがある。
参加支援	社会的孤立などの課題を抱える方が、地域とつながりを持ち、社会へ参加できる支援をすること。
三世帯世帯	世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯。
支援会議	社会福祉法第106条の6に規定された会議。市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能。
資源	人間の生活や仕事等の活動のために利用可能なもののこと。福祉分野においては社会資源ともいい、地域の課題を解決するために利用可能な支援制度や施設、組織、ボランティア等の総称。
自主防災組織	災害から自分たちの地域は自分たちで守るという市民の自覚と連帯感に基づき、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織。
自治会	一定の区域に住所を有する人で形成された集まり。良好な地域社会を維持するため、自らが主体的に地域内で様々な活動を行う最も身近な地域主体。
市町村地域福祉計画策定ガイドライン	厚生労働省から示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」に基づき、市町村の計画策定の参考として標準的な策定手順や計画の構成などを例示したもの。
児童発達支援事業所	0歳から小学校就学前までの未就学児に発達支援を提供している施設。発達に不安のある子どもたちのケアを行い、課題を解決する手伝いや、その家族への支援を行い、負担を軽減することを目的としている。

用語	解説
市民活動ボランティアセンター	ボランティア活動のサポート、相談や紹介斡旋などを行う窓口。
社会的孤立	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに周囲から気づかれず支援につながりにくい状態。
社会福祉協議会	社会福祉法で規定されている社会福祉団体で、民間組織としての自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持ち、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民が参加する福祉活動を推進する役割を担っている。
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪・非行の防止と犯罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動。
就学援助	小中学生のいる家庭の経済状況等により、学用品費・給食費・修学旅行費など就学費用の一部を援助する制度。
重層的支援会議	多機関協働事業において実施し、関係機関の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。
重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
重層的支援体制整備事業実施計画	重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法第106条の5に基づき策定される計画。
主任児童委員	児童委員の中で児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。児童福祉関係機関との連絡調整、児童委員と一体となった活動や必要な援助・協力を行う。
障がい者計画	障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定する計画。
情報提供同意者	避難行動要支援者のうち支援者に情報提供することを同意した者。
職業消費生活相談センター	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者トラブルへの相談支援を行う機関。
自立支援相談事業	生活困窮者からの相談に、早期かつ包括的に応じる相談窓口。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認も行う。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体のこと。
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間ボランティア。

用語	解説
身上保護	福祉サービスの契約や施設入退所の契約手続きなど被後見人等が安心して生活できるように環境を整えること。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援サービスの充実や社会参加に向けて、サービスの担い手の養成、発掘や元気な高齢者が担い手として活躍する場の確保などをコーディネートする人のこと。市全域を活動範囲とする第1層コーディネーターと日常生活圏域ごとの第2層コーディネーターがある。
生活支援サポーター	買い物・掃除・ごみだしなど高齢者の日常生活を支える支援員。
生活支援体制	医療や介護サービスだけでは解決しづらい高齢者の暮らしの困りごとや社会参加を支援する体制。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障がいの程度や事情を確認して本人を支援する方(成年後見人等)を選任する。
成年後見センター	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、安心・安全な生活を送ることができるように、財産や権利を守る成年後見制度を円滑に利用できるよう支援する機関。
成年後見制度利用促進計画	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。
セルフネグレクト	生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態。ごみ屋敷や孤独死の原因ともいわれる。
相談支援コーディネーター	市町村が整備する包括的な支援体制において、複合化・複雑化した課題を解決するために、関係機関との連絡調整などを行う人のこと。
属性を問わない相談支援	本人、世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、多機関の協働による課題の解きほぐし、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走的支援を行うこと。
た 行	
多機関協働体制	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対応するための、関係機関の横断的な連携体制。
多世代交流	特定の世代だけでなく、子どもや子育て世代、高齢者など、異なる世代が交流すること。
ダブルケア	家庭において、育児と親や親族の介護を同時に担うこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域公共交通	地域住民の日常生活における移動、または旅客等の移動のための交通手段として利用される公共交通機関。

用語	解説
地域公共交通会議	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保 その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に 必要となる事項を協議する場。
地域づくりに向けた支援	地域住民同士のつどいの場の確保や交流機会の創出、支え合う関係性の 構築を支援すること。
地域福祉コーディネーター	地域生活全体をサポートする視点に立って、個別の課題や地域のニーズを 的確に把握し、行政や社会福祉協議会、福祉施設等と連携・調整しながら、 福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として、地域福祉の知識・技術・能力を備え た人のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情にそ って「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等を包括的に提供す るための体制。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等 を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護 予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援 していく機関。
地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、地域の相談窓口を整備するとともに、 支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組 み。
地区社会福祉協議会	地域に暮らす住民が話し合い、福祉課題の解決に向けて自分たちでできる ことを考え、具体的に活動していく住民の主体的な地域福祉活動を推進する 地域の団体。
知的・精神相談支援事業	地域で生活する知的障がいや精神障がいのある方や家族、関係機関から の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活が送 れるように総合的・継続的に支援する事業。
中核機関(権利擁護)	権利擁護支援を必要とする地域住民を迅速に適切な支援につなげるため に、関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心と なって全体のコーディネートを担う機関。
デマンド交通	デマンド(需要・要求)に応じて運行する乗合交通機関。利用したい日時を 事前予約し、最寄りのバス停から目的地のバス停まで(あるいはその逆方向) 運行する方式のこと。自宅などバス停以外での乗降はできない。
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金 口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取 る犯罪の総称。
特定妊婦	出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と 認められる妊婦のこと。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定で きる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや 家族構成が複雑、親の知的・精神障がいなどで育児困難が予測される場合 などがある。
な 行	

用語	解説
なんでも相談センター	市社協の実施する相談支援事業。法律相談と結婚相談を定期的を実施するほか、分野にとられない総合相談窓口。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。
任意後見制度	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ任意後見となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。
認知症	脳の病気や障がいなど様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活に支障が出てくる状態。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする方。
は 行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
発達支援センターくるみ	障がいの程度、発達の状況に応じて適切な相談支援、療育・教育、就労支援や福祉サービスの調整等について一貫した支援を生涯にわたり受けることができる機関。海津市では、海津総合福祉会館「ひまわり」内に設置している。
バリアフリー	住宅建築用語として、高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ハンセン病	らい菌という抗酸菌がおこす慢性の感染症。経鼻・経気道による感染が主であるが、感染力は非常に低く、治療法が確立した現代では、重篤な後遺症を残すことも少ない。適切な治療を受けない・受けられない場合、皮膚に重度の病変が生じ、他者への二次感染を生じる事もある。
伴走型支援	社会的孤立に対応するため、つながり続けることを目的とする支援。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。
病診連携	病院と診療所の連携の略。高度急性期・急性期・回復期・療養期などに機能分化し、病状に応じた医療の提供を行うことで、各医療機関がそれぞれの機能に合わせ連携し、地域全体で総合的に患者を診る体制。
フードバンク	安全に食べられるのに消費できない食品や流通に出すことができない食品を、家庭や企業などから寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
フードロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品。
フォーマルサービス	公的機関や専門職による、制度に基づくサービスや支援のこと。

用語	解説
複雑化・複合化した課題	ひとつの世帯において複数の課題が存在する状態(8050問題やダブルケアなど)や、世帯全体が地域から孤立している状態などを指す。
福祉教育	思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉のこころを育むための様々な取組み。
福祉協力校	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高めること、社会連帯感を養うこと、地域福祉の啓発を図ることを目的とした活動に取り組む学校。
福祉推進委員	援助を必要とする方々に対して、よき相談相手となるとともに、地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する担い手。
福祉避難所	災害発生時、高齢者、障がい者、妊産婦など一般の避難所で生活することが難しく、特別な配慮を必要とする方が利用する避難所。
福祉有償運送	NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、買い物などを目的に有償で行う車による移送サービス。
ふれあい・いきいきサロン	地域で自主的に運営される、高齢者等が気軽に集まることができる交流の場・仲間づくりの場。
包括的支援体制	地域住民や関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に資する支援が行われる体制。
包括的相談支援機関	相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、複合的な課題を抱えた人に対し支援することができる総合的な相談支援体制。
防災Web配信アプリ	防災行政無線で放送した内容をスマートフォン等で、音声と文字で確認できるアプリ。
防災リーダー	災害に対する正しい知識や技能を持ち、地域の防災訓練や防災に関する研修で活躍し、災害時には地域の自助・共助活動を担う人。
法人後見	社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。
法定後見 (後見・保佐・補助)	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方に対して、本人の権利を法的に支援、保護するための制度。本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型があり、判断能力を常に欠いている状態の方には成年後見人を、判断能力が著しく不十分な方には保佐人を、判断能力が不十分な方には補助人を裁判所が選任する。
保護司	保護司法に基づき、犯罪や非行をした人を地域で支える民間のボランティア。
ボランティア	個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、またそれに携わる方のこと。
ボランティア連絡協議会	市内で活動しているボランティアグループが、それぞれの活動分野の枠を越えて、お互いに助け合い、活動の輪を広げ、地域福祉の向上を推進することを目的とした協議会のこと。
ま 行	

用語	解説
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。
や 行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。
ら 行	
ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりのこと。一般的に、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期などに分けられる。
リモート	対象が互いに離れている状態を意味する語。昨今では「コンピュータとネットワークを利用してオンラインで(非対面で)コミュニケーションを取る手段や方式」を指す場合が多い。
老人クラブ	高齢者が自主的に集まって活動する組織。健康・友愛・奉仕をモットーに社会奉仕事業、健康増進等の事業を行っている。また、老人福祉大会や軽スポーツ大会等の各種大会を行っている。
わ 行	
ワンストップ窓口	複数の部署・庁舎にまたがる手続き及び相談を、一度にまとめて行える窓口。